第１０号様式（第１４条関係）

川崎市職場環境改善支援補助金交付申請書兼実施報告書

 年 月 日

（宛先）川崎市長

本 店 所 在 地

企 　業 　名

代表者職・氏名

　川崎市職場環境改善支援補助金交付要綱第１４条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

１　申請者概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業　　種 |  | 資 本 金 | 　　　　　　　　　　円　（大企業の出資割合　　　　％） |
| 従 業 員 数 | 　　　　　　人　 | 創 業 年 月 | 　　　　　年　　　　月 |
| 事業実施場所 | 〒 |
| 担　当　者連　絡　先 | 部　署 |  | 電　話 |  |
| 氏　名 |  | メール |  |

２　事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施期間 | 年　　　　月　　　　日　　から年　　　　月　　　　日　　まで |
| 取組概要 |  |

３　補助対象経費（単位：円）※実際に支払った額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 項目・内容 | 金額（税抜） | 備考 |
| １ |  | 円 |  |
| ２ |  | 円 |  |
| ３ |  | 円 |  |
| ４ |  | 円 |  |
| ５ |  | 円 |  |
| ６ |  | 円 |  |
| ７ |  | 円 |  |
| ８ |  | 円 |  |
| ９ |  | 円 |  |
| 10 |  | 円 |  |
| 補助対象経費合計（Ａ） | 円 |

４　補助金交付申請額（円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費（Ａ） | 補助率 | 補助金交付申請額（千円未満切り捨て）（Ａ×3/4と30万円のいずれか低い額）※ただし、３万円に満たない場合は補助対象となりません |
| 円 | ４分の３ | 円 |

５　申請にあたり確認・同意事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下にすべて該当すること・４月１日以前より市内に事業所がある中小企業又は市内に事業所があり市内を納税地とする個人事業主であること。・市税を滞納していないこと。・次のいずれにも該当しない者であること。ア　発行済株式総数又は出資価格総額の２分の１以上を、同一の大企業（中小企業以外の者であって事業を営む者。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は大企業には含まれない。）が単独で所有している者イ　発行済株式総数又は出資価格総額の３分の２以上を、大企業が所有している者ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている者 | [ ] 該当する | [ ] 該当しない（該当しない場合は応募できません。） |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと。 | [ ] 該当する | [ ] 該当しない（該当しない場合は応募できません。） |
| 政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体に該当する者でないこと。  | [ ] 該当する | [ ] 該当しない（該当しない場合は応募できません。） |
| 過去に川崎市職場環境改善支援補助金の交付決定を受けていないこと | [ ] 該当する | [ ] 該当しない（該当しない場合は応募できません。） |
| 同一内容、同一経費で既に川崎市又は他の行政機関等の補助制度による補助等を受けていないこと。 | [ ] 該当する | [ ] 該当しない（該当しない場合は応募できません。） |
| 書面の提出を求め、又は現地調査等により、補助事業に係る帳簿等の関係書類や設備等、実施状況について調査を行う要請があった際は、同意します。 | [ ] 同意する | [ ] 同意しない（同意しない場合は応募できません。） |
| 本確認・同意事項の回答内容に虚偽や不正があった場合は補助金の申請を取り下げます。また、補助金支給後にこれが発覚した場合は補助金を返還します。 | [ ] 同意する | [ ] 同意しない（同意しない場合は応募できません。） |